

労働市場の動向(令和5年10月内容)

【求職の動き】

☆新規求職者は128人となり、前年同月と同数となった。

☆月間有効求職者数は533人となり、前年同月比で13.9%減少した。

【求人の動き】

☆新規求人数は、一般とパートの合計で266人となり、前年同月比で、13.7%増加した。

内訳では、一般求人は16.0%増加し、パート求人は9.0%増加した。

☆月間有効求人数は772人となり、前年同月比で2.5%増加した。

【有効求人倍率の動き】

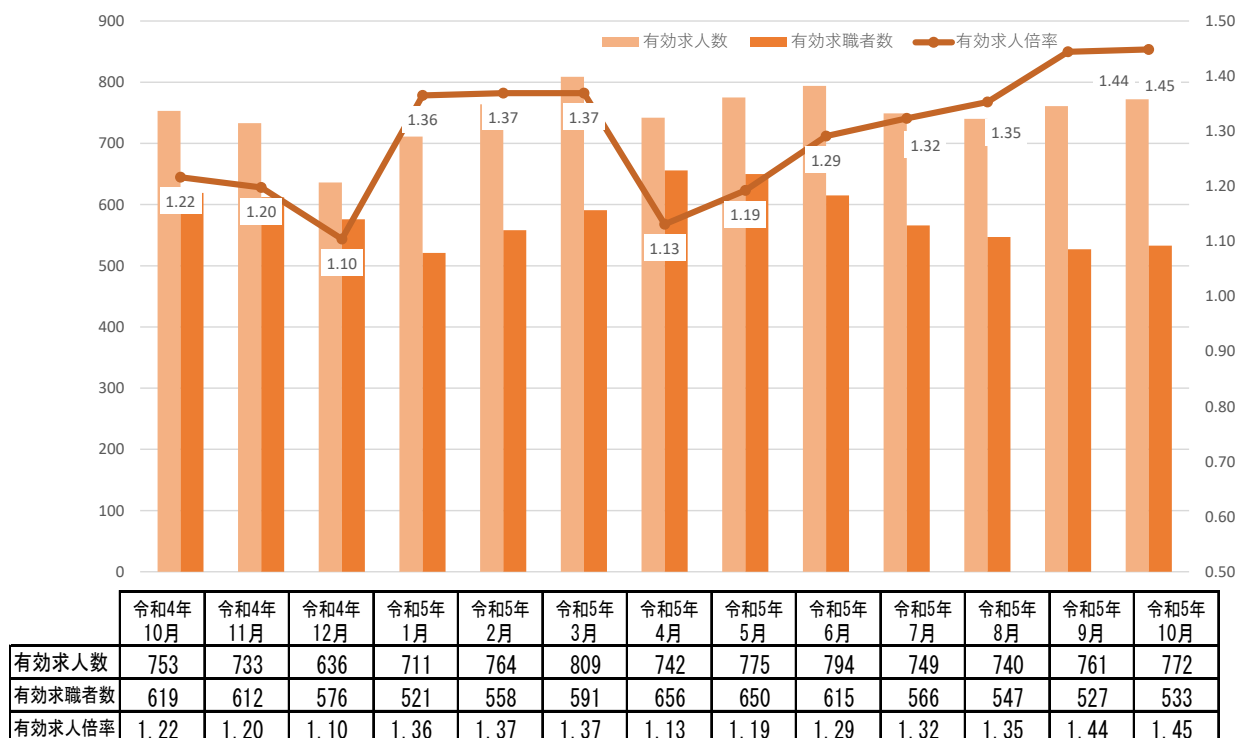
☆有効求人倍率は、前年同月を0.23ポイント上回る1.45倍であった。

内訳では一般の有効求人倍率が1.62倍、パートの有効求人倍率が1.17倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



一般職業紹介状況（令和5年10月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	128	23.1	0.0
	うち男	61	29.8	▲ 4.7
	うち女	67	17.5	4.7
	年 齢 別			
	～44歳	63	57.5	14.5
	45～54歳	22	▲ 8.3	15.8
	55歳～	43	7.5	▲ 20.4
	月間有効求職者数	533	1.1	▲ 13.9
	うち男	259	3.6	▲ 17.8
	うち女	273	▲ 1.1	7.0
	年 齢 別			
	～44歳	223	10.9	▲ 11.2
	45～54歳	110	1.9	10.0
	55歳～	200	▲ 8.3	▲ 25.4
求 人 関 係	新規求人数	266	▲ 12.2	13.7
	主 要 産 業 別			
	建設業	64	1.6	48.8
	製造業	52	▲ 32.5	▲ 18.8
	卸売・小売業	9	▲ 71.9	▲ 47.1
	飲食店・宿泊業	32	▲ 33.3	28.0
	医療・福祉	40	5.3	5.3
	月間有効求人数	772	1.4	2.5
就 職 関 係	紹介件数	126	11.5	▲ 12.5
	うち男	65	3.2	▲ 11.0
	うち女	61	22.0	▲ 14.1
	就職件数	49	2.1	▲ 2.0
	うち男	22	0.0	▲ 8.3
	うち女	26	0.0	0.0

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和5年10月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適用関係	月 末 現 在 事 業 所 数	807	806	812	
	資 格 取 得 者 数	106	91	97	
	資 格 喪 失 者 数	130	116	143	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,195	11,199	11,023	
給付関係	一般	受給資格決定件数	29	38	45
		受 給 者 実 人 員	126	127	157
		支 給 金 額（千 円）	15,919	15,350	16,042
	高齢	受 給 者 数	9	11	18
		支 給 金 額（千 円）	1,717	2,464	3,853
	特例	受 給 者 数	0	0	0
		支 給 金 額（千 円）	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	12	12	14
		支 給 金 額（千 円）	3,142	4,880	6,162

宮城県の最低賃金

確認しよう、最低賃金！

蔵王・お釜(写真提供：宮城県観光プロモーション推進室)

適用される最低賃金	時 間 額	効力発生日
宮 城 県 最 低 賃 金	923 円	令和5年 10月1日
鉄 鋼 業	1,003 円	令和5年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959 円	
自動車小売業	986 円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

人材開発支援助成金

(人への投資促進コース)

「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金センター
Tel 022-299-8063

厚生労働省

宮城労働局



宮城労働局HP

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金	適用される業種・産業分類 (※日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄 鋼 業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) ※E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所 (22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) ※E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29 電気機械器具製造業 ※E30 情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) ※I5911 自動車(新車)小売業 ※I5912 中古自動車小売業 ※I5913 自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金（時間額923円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給161,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給161,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

≧928.84円≧923円（宮城県最低賃金）

宮城県最低賃金クリア！

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署	Tel 0 2 2 - 2 9 9 - 9 0 7 2	大河原労働基準監督署	Tel 0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 5 4
石巻労働基準監督署	Tel 0 2 2 5 - 2 2 - 3 3 6 5	瀬峰労働基準監督署	Tel 0 2 2 8 - 3 8 - 3 1 3 1
古川労働基準監督署	Tel 0 2 2 9 - 2 2 - 2 1 1 2		